

○小樽市都市計画マスタープラン策定委員会運営規程（案）

平成〇〇年〇〇月〇〇日 決定

（目的）

第1条 小樽市都市計画マスタープラン策定委員会の設置及び運営に関する要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、小樽市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則公開とする。ただし、次に掲げる場合は委員長が会議に諮り、委員会がその全部又は一部を公開しないとしたとき、この限りではない。

- (1) 小樽市情報公開条例（平成18年小樽市条例第52号）（以下「情報公開条例」という。）第7条各号に規定する不開示情報を含む事項について審議する場合。
 - (2) 会議を公開することにより、当会議の公正かつ円滑な審議運営に支障が生ずるおそれがあると認められる場合。
- 2 会議を公開しないこととした場合、その理由を明らかにしなければならない。

（会議開催の事前公表）

第3条 委員会の会議を開催するときは、会議の日時、場所等を、会議開催日の概ね1週間前までに、市ホームページに公表するとともに、報道機関に資料提供を行い周知する。

- 2 前項により公表した内容に変更が生じた場合は、速やかにこれを公表する。
- 3 会議開催にあたり、次に掲げる事項を事前に公表する。
 - (1) 会議の名称と議題
 - (2) 会議の開催の日時と場所
 - (3) 会議の公開・非公開の別
 - (4) 非公開の理由（会議を非公開とした場合に限る。）
 - (5) 傍聴者の定員（会議を公開とした場合に限る。）
 - (6) その他必要な事項

（会議の傍聴）

第4条 一般傍聴者及び報道関係者（以下「傍聴者等」という。）は、第2条第1項ただし書きにより会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

- 2 傍聴者等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 傍聴者等は、会議開催時刻の10分前までに住所、氏名及び年齢を記入し、係員の指示に従い入室する。
 - (2) 傍聴者等は、委員長の指示に従い、静穏に傍聴し、会議を妨害してはならない。

- (3) 傍聴者等は、写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、委員長が認めた場合は、この限りではない。
- 3 委員長は、傍聴者等が委員長の指示等に違反する場合は、当該傍聴者に対し、退席を求めることができる。
- 4 一般傍聴者の定員は、10人とする。ただし、委員長は事情を勘案して必要に応じてこれを増減することができる。

(会議資料の閲覧)

- 第5条 委員長は、委員会を公開するときは、会議資料を傍聴者の閲覧に供するものとする。
- 2 第2条第1項の規定により非公開とした会議の資料は、前項の資料から除くものとする。

(会議録の作成)

- 第6条 委員会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、各委員に配布する。
- (1) 開催の日時及び場所
(2) 会議の次第
(3) 委員の出席及び欠席に関する事項
(4) 説明のために出席した者の氏名等
(5) 議題及び議事の要旨
(6) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(会議録の公表)

- 第7条 委員会は、委員会の会議を公開したときは、会議録（会議資料を含む。以下同じ。）の写しを、次に掲げる事項を除き、情報公開条例に基づき公表する。
- (1) 発言委員の氏名
(2) 非公開とした事項
(3) 前各号に掲げるもののほか、委員長が公開に適さないと認めた事項
- 2 前項によるほか、情報公開条例第7条各号の規定に該当すると認められる事項が記録されているときは、当該記録が記載されている部分を除いたものを公表する。
- 3 第1項及び第2項の規定する会議の記録の公表は、建設部都市計画課で供覧、市のホームページへの掲載により行うものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定により公表した会議の記録は、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで公表するものとする。

附 則

この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。